

## 役員処分について

今回の事態に至った関係役職員の責任を重く受け止め、オリコの持分法適用会社化の方針決定当時から、平成24年度における金融庁検査ならびに当該検査を受けた業務改善命令までの期間内における、委嘱・担当業務・同従事期間等も含め、今次指摘事案への関与・責任の度合いを総合的に勘案し、下記の通り処分を行うものとします。

### 記

#### I. 役員の変動

みずほ銀行 取締役会長 塚本 隆史	辞任 (11月1日付)
みずほフィナンシャルグループ 常務取締役 (リスク管理グループ長) 兼 みずほ銀行 常務執行役員 (リスク管理グループ長) 小池 正兼	
みずほフィナンシャルグループ 執行役員 コンプライアンス統括部長 兼 みずほ銀行 執行役員 コンプライアンス統括部長 大谷 光夫	

#### II. 報酬減額

##### 1. 経営トップの報酬減額

みずほフィナンシャルグループ 会長 兼 みずほ銀行 会長 (11/1 付辞任)	月額報酬の100% × 6ヶ月
みずほフィナンシャルグループ 社長 兼 みずほ銀行 頭取	同 100% × 6ヶ月

##### 2. 関係役員の報酬減額

コンプライアンス担当役員・(執行役員) 部長	月額報酬の最大40% × 1~6ヶ月
個人担当役員・(執行役員) 部長	同 20% × 3ヶ月
内部監査担当役員	同 10% × 3ヶ月
企画担当役員	月額報酬の 10乃至20% × 3ヶ月
人事担当役員	同 10% × 3ヶ月
コンプライアンス委員会メンバーの執行役員 (上記の執行役員を除く)	同 5% × 3ヶ月

3. 上記以外の現職の常務以上の執行役員については、今回の事態ならびにその影響等を重く受けとめ、月額報酬の5% × 3ヶ月の報酬減額を行う。

4. 報酬減額算定等に関する補足事項

- ・ 処分対象期間で上記対象に複数該当する場合は、必要に応じて処分額の加算を行う。
- ・ 処分対象業務の在任期間が6ヶ月以上の役員を対象とする（但し、コンプライアンス担当役員、同 部長については6ヶ月未満の在任期間の場合も処分対象とする）
- ・ 退任済役員（前頭取を含む）については、上記方法による金額について自主返納を求める。

Ⅲ. その他

- ・ 持株会社であるみずほフィナンシャルグループの社長、コンプライアンス担当役員並びにコンプライアンス委員会委員の処分についても、上記報酬減額に含める。
- ・ 本事案に関係した職員については、就業規則に基づき厳正な人事処分を行う。

以 上